

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和5年2月16日に議長及び市長に提出し、2月21日に議会報告されています。）

1 監査の対象

教育部

教育政策課、生涯学習課、人権教育課、学校教育課、学校給食課、
中央図書館

2 監査の範囲

令和4年4月から9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年11月11日（金）から令和5年2月16日（木）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

- ア 許可、認可、承認等の事項が法定の要件にかなっているか。
- イ 期限及び条件などが適切か
- ウ 内部統制が有効に機能しているか

(2) 収入事務

- ア 調定の時期及び手続は適正か。
- イ 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適正か。
- ウ 納入通知書は必要事項をすべて記載して発行されているか。
- エ 納期限の設定は適切か。

(3) 支出事務

- ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当に基づいているか。また、その額を超えていないか。
- イ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- ウ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。

(4) 契約事務

- ア 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか
- イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

(5) 財産管理事務

- ア 違法又は不当な財産の管理はないか。また違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。
- イ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- ウ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- エ 関係帳簿、書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書等で指導した。

教育政策課

(1) 契約事務

ア 施設の修繕契約について、1 者の見積徴取とする理由に不備があるものがあつた。

(2) 財産管理事務

ア 電気工作物点検結果報告書の指摘事項について、適切に対処されていないものがあつた。

学校教育課

(1) 財産管理事務

ア 寄附採納した備品について、財務会計システムに登録されていないものがあつた。

学校給食課

(1) 収入事務

ア 学校給食費について、調定処理を行っていないものがあつた。

(2) 契約事務

ア 産業廃棄物処理の業務委託契約について、提出された産業廃棄物処分業許可証が失効しているものがあつた。

イ 除外施設清掃等の業務委託契約について、1 者の見積徴取とする理由に不備があるものがあつた。

ウ 業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為である契約事務が執行されているものがあつた。

